

# 竹原市電子入札実施要領

改正 令和元年5月29日

(趣旨)

第1条 この要領は、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（端末を含む。以下同じ。）と入札参加資格者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用して行う建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条の建設工事のほか、土木建築の工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を含む。以下同じ。）の入札等（随意契約の相手方の選定を含む。以下同じ。）について、これを実施する場合の事務取扱について、法令及び他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 電子情報処理組織を利用して、入札参加希望の申請から落札決定までの手続（以下「入開札手続」という。）を処理するシステムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムを使用して入開札手続を行う入札等をいう。
- (3) 書面入札 電子入札システムを使用しないで入開札手続を行う入札等をいう。
- (4) 利用登録者 電子入札システムを利用することができる者として登録されている者をいう。
- (5) 電子参加 入札者が電子入札システムを利用して入札等に参加することをいう。
- (6) 書面参加 入札者が電子入札システムを使用しないで入札等に参加することをいう。
- (7) 電子入札者 電子入札システムを利用する入札参加資格者をいう。
- (8) 書面入札者 電子入札者以外の入札参加資格者をいう。
- (9) 電子媒体 フロッピーディスク、CD-R、MOその他の電磁的記録の方法によって情報を保存する媒体であって、その記録内容の書換えができないようにしてあるものをいう。
- (10) 開庁日 竹原市の休日を定める条例（平成元年竹原市条例第18号）第1条第1号に規定する市の休日以外の日をいう。
- (11) 電子くじ 入札者が指定した任意の数値（くじ番号）と入札書到達時刻等を用いた演算式により、くじ引きを実施することをいう。

(電子入札の対象等)

第3条 原則として、建設工事等に係る一般競争入札、指名競争入札は、電子入札によるものとし、随意契約のうち、市長が適当と認めるものについて行うものとする。

2 電子入札による案件（以下「電子案件」という。）に参加できる者は、利用登録者に限るものとする。ただし、案件により、利用登録者以外の者の参加も認めるものとする。

(電子案件への参加方法等)

第4条 利用登録者は、電子案件に参加するときは、電子参加をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札参加希望書受付締切予定日時までに、又は入札書受付締切予定日時の1時間前までに別記様式第1号の書面により市長の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面参加をすることができるものとする。

(1) 商号若しくは名称又は代表者の変更により、電子入札に必要なICカードに格納されている情報が事実と一致しなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再取得の手続を行っている場合に限る。

(2) 破損、盗難等のため、電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。ただし、それらの事情が生じた後遅滞なくICカードの再発行の手続を行っている場合に限る。

(3) その者の使用に係る電子計算機に障害が発生したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になったとき。

3 当初から書面参加をし、又は途中から書面参加に変更した者については、当該電子案件において、電子参加に変更又は復帰すること認めないものとする。

4 書面参加の方法で行われた行為は、これと両立しない電子参加の方法で行われた行為（前項の規定に違反することが明らかなものを除く。）があるときは、無効とする。ただし、入札書の提出が重複した場合は、その両方を無効とする。

(システム障害等)

第5条 市長は、電子情報処理組織又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の者に必要な事項を連絡するものとする。

(1) 一般競争入札又は公募型指名競争入札の場合にあつては、入札参加希望書その他の書類を提出している者

(2) 通常型指名競争入札の場合にあつては、市長が指名通知を行った者

(3) 通常の随意契約にあつては、市長が交渉を行った者

2 電子入札者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加希望書、入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行うものとする。なお、提出された入札参加希望書、入札書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、市長は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに、当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(電子案件の登録等)

第6条 電子案件の選定及びその内容の決定は、竹原市建設工事等入札参加者選定委員会に諮ったうえで行うものとする。なお、手続の日時については、次に掲げるもののほか、書

面入札の場合におけるそれに準じて設定するものとする。

(1) 入札書の受付期間は、原則として、連続する2日間とし、入札書受付開始及び締切予定日時は、次のとおりとする。

ア 入札書受付開始予定日時は、書面入札の例によって定めた場合の入札日における電子入札システム利用開始時間とする。

イ 入札書受付締切予定日時は、アの日の翌開庁日における電子入札システムの利用終了時間とする。

(2) 開札予定日時は、前号のイの日の翌開庁日の適宜の時刻とする。

(3) 内訳書開封予定日時（市長が工事費内訳書の内容を確認する予定日時をいう。）は、入札書受付締切予定日時の後であって、かつ、開札予定日時以前である適宜の日時とする。

2 市長は、電子案件の選定及びその内容の決定をしたときは、当該電子案件について、入札等の方式、建設工事等の概要、手続の日時その他の必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

3 市長は、前項の登録内容を変更するときは、速やかに登録を修正するものとする。ただし、系統的に登録を修正できない場合は、当該建設工事等の入札等を書面入札によって行うよう変更して、登録を取り消す等適切な処置を講じるものとする。この場合においては、前条第1項の規定を準用するものとする。

(公告)

第7条 一般競争入札又は公募型指名競争入札である電子案件の公告には、別に定める事項のほかに、電子案件である旨その他の必要な事項を記載するものとする。

(入札参加希望書等の提出)

第8条 事前審査型の一般競争入札（入札前に入札参加者に必要な資格の審査が必要な入札方式を含む。以下同じ。）である電子案件に電子参加しようとする者は、必要な事項の入力をした入札参加希望書を、電子入札システムを利用して市長に提出するものとする。

2 前項に規定する者は、資格要件確認書類（次項に掲げるものを除く。）を別表に掲げるアプリケーション及び保存するファイル形式による電子ファイルとして作成し、電子入札システムの機能を利用して、入札参加希望書の添付ファイルとして提出するものとする。ただし、電子ファイルの容量が電子入札システムの制限容量を超えることになる場合は、書面又は当該電子ファイルの内容を記録した電子媒体を提出するものとする。

3 資格要件確認書類のうち、施工実績証明書等その性質上電子化に適さないもの、その他電子ファイルによる提出に適さないものは、書面により提出するものとする。

4 書面又は電子媒体で提出する資格要件確認書類がある場合は、入札参加希望書を提出する際に別記様式第2号の媒体提出通知書を電子入札システムの添付ファイルとして提出するとともに、添付資料に当該媒体提出通知書の写し（書面に限る。）を添えて、これを郵送（市長が認めた場合に限る。）又は持参により市長に提出するものとする。この場合においては、当該書面又は電子媒体を、入札参加希望書の提出期限となっている日時までに市長に到達させなければならない。

5 総合評価落札方式かつ事後審査型の一般競争入札である電子入札に電子参加しようとする者は、資格要件確認書類（第8条第3項に規定するものを除く。）及び総合評価の技術資料を電子ファイルとして作成し、入札参加希望書の添付ファイルとして電子入札システムの制限容量の範囲内で提出することができる。

6 事後審査型の一般競争入札の資格要件確認書類は、公告の定める方法により提出するものとする。

（受付票の発行等）

第9条 市長は、入札参加希望書を提出した電子入札者に対して、入札参加申請書受付票を電子入札システムにより発行するものとする。

2 一般競争入札に係る入札参加資格確認結果通知書は、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

（指名通知）

第10条 指名競争入札である電子案件の指名通知書は、当該案件が電子案件であることを明示したうえで、電子入札システムを使用して電子入札者に送付するものとする。

（工事費内訳書の作成及び提出）

第11条 電子入札者が作成及び提出する工事費内訳書については、第8条第2項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第8条第4項中「入札参加希望書を提出する際に」とあるのは「入札書の受付期間内に」に読み替えるものとする。

2 書面である工事費内訳書は、次の事項を記載した封筒に封入して、同条第2項のただし書きの規定により電子媒体に記録した工事費内訳書は、その電子媒体に次の事項を直接可視的な方法で表示して、これを提出しなければならない。

(1) 提出者の商号又は名称

(2) 工事費内訳書が在中し、又は記録されている旨

(3) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

3 「工事費内訳書」について、委託業務の内訳書の場合は、「業務費内訳書」に読み替えるものとする。

（工事費内訳書等の内容確認）

第12条 市長は、必要があるときは、内訳書開封予定日時が到来する前に工事費内訳書の内容を確認することができるものとする。

2 市長は、総合評価落札方式の場合で必要があるときは、開札予定日時が到来する前に、資格要件確認書類及び総合評価技術資料の内容を確認することができるものとする。

3 前項までの内容を確認した職員は、これを部外者又は当該入札等に関係のない職員に漏洩しないようにしなければならない。

（入札書の提出）

第13条 電子入札者は、必要な事項の入力をした入札書を、電子入札システムを利用して市長に提出するものとする。随意契約に係る見積書についても、同様とする。

（入札辞退等）

第14条 電子入札者は、当該入札等を辞退しようとするときは、入札書を提出することな

く、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して辞退届を提出するものとする。

2 入札書受付締切予定日時までに電子入札システムを利用して入札書を提出しなかった電子入札者は、当該入札等を辞退したものとみなす。

3 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。ただし、入札書を提出した後に、当該入札等に参加するために必要な条件を満たさなくなり、その他当該建設工事等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札等に参加する資格のない者がした入札として無効の扱いとする。この場合においては、当該入札書を提出した者は、開札予定日時までにその旨を市長に届け出なければならない。

(書面参加における書類提出等)

第15条 電子案件においては、書面入札者が行うべき行為の方式及びこれに対して市長が行うべき行為は、次に掲げるものを除き、書面入札の場合と同様とする。

(1) 入札書は、入札書が在中している旨並びに第11条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して、郵送(市長が認めた場合に限る。)又は持参により市長に提出するものとする。随意契約に係る見積書についても、同様とする。

(2) 入札書に3桁のくじ番号を記載するものとする。ただし、くじ番号の記載のない場合は、「001」と記載されたものとする。

(3) 工事費内訳書は、工事費内訳書が在中している旨並びに第11条第2項第1号及び第3号の事項を記載した封筒に封入して、郵送(市長が特に認めた場合に限る。)又は持参により市長に提出しなければならない。この場合において、総合評価落札方式かつ事後審査型の一般競争入札であるときは、資格要件確認資料及び総合評価技術資料を同封することができるものとする。

2 前項第1号の入札書の提出があったときは、市長は、これを開封することなく入札箱その他の施錠できる場所に入れて、開札予定日時までこれを厳重に保管しておかなければならない。

(開札処理)

第16条 電子案件の開札処理を行うときは、入札参加者(立会を希望するものに限る。)を立ち合わせるものとする。この場合において、書面参加があるときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

2 開札は、書面参加者の入札書を開封してその入札金額等を電子入札システムに登録したうえで、電子参加者の入札書を電子入札システムを使って一括開札するものとし、書面参加がある場合は当該入札事務に関係のない職員の確認後、落札者を決定又は落札候補者を選定するものとする。

3 落札候補者を選定した場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、資格要件確認書類提出依頼書を落札候補者に通知するものとする。ただし、別に定めるところにより、全ての入札参加者に資格要件確認書類の提出を求めている場合は、資格要件確認書類提出依頼は省略するものとする。なお、資格要件を確認した結果、落札者を決定したときは、電子入札システムその他の適当な手段により、落札者の決定を入札参加者全員に通知

するものとする。

- 4 事後審査型一般競争入札の場合を除き、当該入札等に参加する資格がない者の入札書は、これを開札せずに破棄するものとする。
- 5 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子くじによるくじ引きを行って落札者を決定又は落札候補者を選定する。
- 6 低入札価格調査の対象となる入札があった場合は、電子入札システムその他の適当な手段により、調査し、及び保留する旨を入札参加者全員に通知するものとする。調査の結果、落札者を決定したときは、電子入札システムその他の適当な手段により、落札者の決定を入札参加者全員に通知するものとする。
- 7 開札を延期する場合は、市長は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。
- 8 開札を中止する場合は、市長は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札書を提出している者全員に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せずに電子入札システムに結果登録するものとする。
- 9 入札の結果、落札者がいないときに再度の入札（以下「再度入札」という。）を行う場合は、市長は、電子入札システムその他の適当な手段により、入札参加者全員にその旨及び再度入札の日時（入札書の受付期限は、原則として、当初の入札の開札日の午後4時までとする。）を入札結果とあわせて通知するものとする。
- 10 当初の入札に参加した者が、書面参加に変更する場合は、第4条第2項の規定を準用する。なお、入札者のうちのいずれかの者が、この規定による書面参加に変更した再度入札における開札処理は、第2項の規定にかかわらず、書面入札の例によって行うものとする。ただし、電子参加した者の入札書は、電子入札システムを使用し開札する。
- 11 再度入札の結果、落札者がいないときに行う再度の入札は、再度入札の手續に準じて、原則として、当初の入札の開札日の翌開庁日に行うものとする。

（ICカードの不正使用等）

第17条 電子入札に参加し、開札までにICカードの不正使用等が判明した場合は、当該案件への入札参加資格又は指名を取り消すものとする。

2 落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

3 電子入札者がICカードを不正に使用等した場合には、指名除外等を行うことがある。  
（書類の様式に関する特例）

第18条 電子入札システムの仕様によって発行された書類は、それぞれ所定の様式にしたがって作成された書類とみなす。

（その他）

第19条 その他必要な事項は、この要領に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。